

弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定書

弘前大学生活協同組合（以下「甲」という。）と弘前市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、弘前市のごみ減量化・資源化に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、循環型社会の形成と地球にやさしい「あずましい ふるさと」を目指し、甲と乙が相互に連携協力して、ごみ減量化・資源化の推進及びごみ適正処理等に取り組むことを目的とする。

（甲の取組）

第2条 甲は乙と協力して、次の項目に積極的に取り組み、甲が行う各種事業から出るごみの減量化・資源化を図るとともに、管理する集合住宅等から出るごみの適正排出を促すことによって、甲の組合員及び学生の意識向上を図る。

- (1) 分別・リサイクルを行いやすいように、弘前大学と協力し校舎等の施設に分別回収ボックスを設置するなど、学生がごみ分別・リサイクル活動に取り組みやすい環境を整える。
- (2) 甲が製造するオリジナル弁当に使用する容器は、リサイクル可能な容器を使用してデポジット制として回収率を高めることに取り組む。
- (3) 食堂等で使用される割箸を回収して、製紙業者へ引き渡し再資源化に取り組む。
- (4) 食堂から発生する調理残さや使用済みの食用油などの食品廃棄物について、生ごみリサイクル業者と提携するなど、生ごみの減量化に努める。
- (5) 事業から出る古紙類は、資源再生業者へ引き渡し再資源化に取り組む。
- (6) 甲が管理する集合住宅への入居契約時に、乙が作成したごみの分別収集日程表、ごみ収集アプリ等の情報を提供してごみの適正排出を促す。
- (7) 甲が管理する集合住宅等居住者がごみを適正に排出することができるよう、契約時以外でも乙が発信するごみの分け方・出し方及びごみ減量化・資源化に関する情報を周知するよう努める。
- (8) ごみ集積ボックスを設置するなど、管理する集合住宅等から出るごみが適正に排出される環境づくりに努める。
- (9) 組合員に向けて、SNS（Twitter・Instagram・LINE等）を活用して情報発信し、ごみ問題に関する意識向上に取り組む。
- (10) 弘前地区環境整備センター等のごみ関連施設への見学や学習等の取組を行う。

（乙の取組）

第3条 乙は甲と協力して、ごみ減量化・資源化に係る意識啓発活動を実施する。

- 2 乙は、市全体がごみの減量化・資源化に積極的に取り組める環境を整備するため、次の項目の取組を実施する。
 - (1) 広報誌やホームページなどを用いて、わかりやすい情報を発信する。

- (2) 出前講座などを通し、わかりやすく周知啓発を行う。
 - (3) 「事業系ごみガイドブック」を用いて、ごみの分別や排出方法に関する周知を行う。
 - (4) 事業所訪問により、ごみ排出方法の助言を行う。
 - (5) ごみ処理施設における事業系ごみの展開検査により、排出状況の実態を把握するとともに、不適正なものの搬入を規制することによって、事業系ごみの適正排出を促す。
- 3 乙は、本協定の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう広く周知する。

（意見交換）

第4条 甲及び乙は、ごみ減量化・資源化の取り組みを推進するため、積極的に意見交換を行い、相互に協力できる項目の確認やそれぞれの取り組みの進捗状況について、情報共有を図るものとする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定は、協定締結日から1年間をもって終了するものとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定することとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月19日

甲 弘前市大字文京1番地
弘前大学生活協同組合

理事長 山田史生



乙 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 櫻田宏

